

令和7年度いわて三陸漁業体験募集要項

岩手県沿岸広域振興局水産部

岩手県沿岸広域振興局では、本県の漁業や沿岸地域での生活に触れることにより、漁業への理解醸成と、漁業就業を考える機会を創出するため、漁業就業に少しでも関心のある方を対象に、体験に参加する方が時期や漁業種類を選択できる短期型の漁業体験を実施します。

1 概要

(1) 体験期間：令和7年6月上旬～令和8年2月下旬（予定）

※最終申し込みは令和7年12月26日（金）とします。また、予算の上限に達したときなど、期間内であっても募集を終了させていただく場合があります。

(2) 体験先：田野畑村～陸前高田市の漁家、漁業生産組合等

(3) 体験内容：受入者の指導のもと、海上・陸上作業及びそれらに付随する作業を行っていただきます。

（例：ワカメ加工作業、定置網の網起こし・魚の選別、ホタテ耳釣り作業）

(4) 体験期間：最長7日間

(5) その他

- ・ 報酬はありません。
- ・ 体験受け入れ先での就業を前提とするものではありません。
- ・ 漁業就業に興味のない方、レジャー目的での申し込みはご遠慮ください。

2 対象者

原則16歳以上の漁業未経験の方で、本県での漁業就業を検討している方

※ 18歳未満の未成年者は、親権者同意書を提出していただきます。

3 参加費

無料

なお、宿泊費^{※1}、交通費^{※2}、現地での飲食費等^{※3}は原則自己負担となりますが、下記のとおり費用の一部を助成しますので、お問い合わせ願います。

※1 以下の場合を除き3,000円/泊を助成します。

- ① 市町村の移住支援制度を利用し、宿泊先の提供を受けた場合
- ② 受入先から宿泊先の提供を受けた場合
- ③ 家族、知人等から宿泊先の提供を受けた場合

※2 現地での移動手段として、24時間以上レンタカーを利用した場合は、4,600円/日を助成します。

※3 受入先が食事を提供する場合があります。

4 実施までの流れ

(1) 漁業体験を希望される方は、まず体験したい時期、漁業種類を検討してください。

(2) 別紙の参加申込書、参加同意書に必要事項を記入し、体験を希望する1か月前までに下記連絡先へ郵送又は電子メール等で提出してください。

(3) 参加申込書の記載内容を基に、主催者が受入先との調整を行い、体験期間、内容等を決定させていただきます。

5 その他

- (1) 体験に用いるカッパ、長靴、作業用手袋、救命胴衣、ヘルメットは主催者から貸し出しします。
- (2) 万が一の事故等に備え、主催者の負担により傷害保険に加入します。
- (3) 体験期間中の宿泊先や移動手段についてはご相談ください。

6 留意事項

次の(1)～(9)について全てご承諾をお願いいたします。

- (1) 応募者多数の場合、申し込みいただいても参加できない場合があります。
- (2) 受入者の都合により、体験内容の変更が生じる場合があります。
- (3) 災害や悪天候等の不可抗力により、体験そのものを中止する場合があります。
- (4) 本体験は、実際の操業に同行して行うものです。未明(午前2～3時台)から体験開始となりますので、あらかじめご承知おきください。
- (5) 漁ろう作業は危険を伴うため、受入者の指導・監督・助言に従っていただきます。従っていただけない場合は、その時点で体験を打ち切る場合があります。
- (6) 体験中の事故に関しては、主催者が加入する傷害保険の補償範囲内で対応します。
- (7) 報道機関の取材を受ける場合があります。
- (8) 主催者が体験に同行し撮影した写真や映像は、本事業の報告書、県公式 SNS での広報、令和8年度以降の漁業体験募集案内に利用させていただく場合がありますのでご了承ください。写真撮影、写真使用等に制限をご希望の方は、担当者までお申し出ください。
- (9) 漁業就業や移住定住に係る各種支援制度の紹介のため、体験先の市町村移住支援担当者及び岩手県漁業担い手育成基金の職員との面談を設定させていただく場合があります。

7 個人情報の取り扱いについて

参加申し込み時に入力された氏名、住所、電話番号等の「個人情報」は、参加申込者との連絡や情報提供・保険加入のために利用するものであり、本人の同意を得ず、それ以外の目的に使用したり、第三者へ提供したりすることはありません。

【連絡先】

岩手県沿岸広域振興局水産部水産調整課 (担当: 佐藤)

〒026-0043 岩手県釜石市新町6-50 TEL:0193-27-5526 / FAX:0193-23-7100

代表メールアドレス: BI0004@pref.iwate.jp